

【重要】個別公告（案件番号：5081000086）の訂正について

「令和8年7月6日公告 大島港改修工事（11工区）」において、「2 個別公告（案件番号:5081000086）」の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

なお、訂正後のデータを、かがわ電子入札システムに「11 【7月21日訂正】 個別公告（案件番号:5081000086）」として添付しておりますので、入札に当たっては、これにより行ってください。

「訂正箇所」

訂正箇所	正	誤
15 入札書等の提出	落札候補者の提出書類に「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ※該当の場合のみ」を追加	—
備考	「6 「15 入札書等の提出」の項の「落札候補者の提出書類」の細項目において「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ※該当の場合のみ」とは、建設工事に係る令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和6年高松市告示第799号）第7項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを有効期間とする決定数値の再算定及び再格付けに係る申請期間及び方法等について定める件（令和7年高松市告示第710号）第1項第2号ア（ア）の規定により、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの間のもの。）の写しを提出していない者が提出する場合をいう。この場合、審査基準日が2以上あるときは、そのうちの直近の日（以下「直近基準日」という。）に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出しなければならない。なお、既に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出している者は、次の区分に応じた決定数値を採用する。 （1） 直近基準日に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出した場合 定義・基本公告12（7）の規定にかかわらず、当該通知書によるものとする。 （2） （1）の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出しなかった場合 既に提出した経営規模等評価結果通知書・総合評定値	—

	通知書によるものとする。」を追加	
--	------------------	--